

# 伊 勢 市 公 報

第 65 号  
平成 20 年 7 月 22 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市中学校給食共同調理場条例	41
○ 伊勢市立図書館条例の一部を改正する条例	43
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	48
○ 伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例	51
○ 伊勢市健康づくり推進条例	53
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	58
○ 伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	60
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	62
○ 伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則	75
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程	77
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域変更について	79
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	80
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 投票区の設置について	81
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	83
・ 郵送をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	84
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	85
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	86
○ 伊勢市指定給水装置工事業者の給水装置工事業の廃止について	87
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画の作成について	88
○ 犬の抑留について	89
○ 伊勢都市計画変更に係る都市計画の案の縦覧について	90
○ 犬の抑留について	91
<b>その他の事項</b>	
○ 市議会定例会で審議された案件について	92

伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 12 号

### 伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例

伊勢市監査委員条例（平成 17 年伊勢市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「又は法」を「、法」に、「審査についての」を「審査又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項若しくは第 22 条第 1 項の規定による書類の審査についての」に、「30 日以内」を「60 日以内」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 13 号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第  
28 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 3 号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年  
法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め  
る。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 14 号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「この条において同じ。）」の次に「、第 47 条の 4 第 1 項（第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 1 号中「第 46 条の 5」の次に「、第 47 条の 4 第 1 項」を加える。

第 31 条第 2 項の表の第 1 号の項を次のように改める。

<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び法第 294 条第 7 項に規定する公益法人等のうち、法第 296 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下のこの号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p>	<p>年額 50,000 円</p>
--	--------------------

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

第33条第3項及び第5項中「第34条の8」を「第34条の9」に改める。

第34条の2中「、寄附金控除額」を削る。

第34条の8第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改め、同条を第34条の9とする。

第34条の7中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改め、同条を第34条の8とし、第34条の6の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額）が 5,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 6 に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が 5,000 円を超える場合にあっては、当該 100 分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 113 条第 2 項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第 7 条の 17 各号の規定により定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第 1 号に掲げる寄附金の額の合計額のうち 5,000 円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の 5 分の 3 に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の 10 に相当する金額を超えるときは、当該 100 分の 10 に相当する金額）とする。

- (1) 当該納税義務者が第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第 1 号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が 0 以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195 万円以下の金額	100 分の 85
195 万円を超え 330 万円以下の金額	100 分の 80
330 万円を超え 695 万円以下の金額	100 分の 70
695 万円を超え 900 万円以下の金額	100 分の 67
900 万円を超え 1800 万円以下の金額	100 分の 57
1800 万円を超える金額	100 分の 50

- (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が 0 を下回るときであって、当該納税義務者が第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税山林所得金額(以下この項において「課税山林所得金額」という。)及び同条第 2 項に規定する課税退職所得金額(以下この項において「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100 分の 90
- (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が 0 を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合(ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合)
- ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の 5 分の

1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第36条の2第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第4項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第38条第1項中「第44条」の次に「、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5」を加える。

第41条中「第47条第1項」の次に「又は第47条の6第1項」を加える。

第44条の見出しを「(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第45条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第46条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改める。

第46条の2の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第 47 条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に改め、同条第 1 項中「により個人の市民税」を「により給与所得に係る特別徴収税額」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 2 項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 47 条の 2 個人の子民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齡等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齡等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。)の 2 分の 1 に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齡等年金給付から当該老齡等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
- (2) 当該年度分の老齡等年金給付の年額が 18 万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 135 条第 5 項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度にお

いて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第44条第2項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第47条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあっては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第 47 条の 3 及び前条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 47 条の 3 中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第 1 項及び第 2 項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日」とあるのは「からその日の属する年の 9 月 30 日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 47 条の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項(これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項 (法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合

(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第 51 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 公益社団法人及び公益財団法人

第 56 条中「民法第 34 条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

附則第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段(同条第 6 項から第 9 項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等(同条第 6 項から第 9 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第 40 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 9 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第 5 条第 3 項中「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「前 2 条」を「前 3 条」に改める。

附則第 7 条第 2 項中「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 8 及び第 34 条の 9 第 1 項」に、「同項」を「第 34 条の 8」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 7 条第 1 項」とする」に改める。

附則第7条の3第2項中「第34条の8第1項」を「第34条の8及び第34条の9第1項」に、「同項」を「第34条の8」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当

該課税退職所得金額について、第 34 条の 7 第 2 項第 1 号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

- (3) 前年中の所得について附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける場合 100 分の 50
- (4) 前年中の所得について附則第 18 条第 1 項の規定の適用を受ける場合 100 分の 60
- (5) 前年中の所得について附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項又は附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合 100 分の 75

附則第 8 条第 1 項中「平成 21 年度」を「平成 24 年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第 2 項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第 34 条の 6、第 34 条の 7、附則第 7 条第 1 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず」を「第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第 2 号中「、第 34 条の 7」を「から第 34 条の 8 まで」に、「及び前条第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び前条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「前 2 条」を「前 3 条」に改める。

附則第 16 条の 3 を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第 16 条の 3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及

び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附

則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号中「、第 34 条の 7」を「から第 34 条の 8 まで」に、「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4」に、「これらの規定」を「第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、

「とする」を「と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「、第 34 条の 7」を「から第 34 条の 8 まで」に、「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4」に、「これらの規定」を「第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号中「、第 34 条の 7」を「から第 34 条の 8 まで」に、「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4」に、「これらの規定」を「第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「とする」を「と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得

割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 19 条第 1 項中「及び附則第 19 条の 3」を削り、同条第 2 項第 2 号中「、第 34 条の 7」を「から第 34 条の 8 まで」に、「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4」に、「これらの規定」を「第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項中「特定管理口座) に」の次に「係る同条第 1 項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第 19 条の 3 を次のように改める。

### 第 19 条の 3 削除

附則第 19 条の 5 の見出し中「譲渡損失の」の次に「損益通算及び」を加え、同条第 4 項中「第 1 項の規定の適用」を「第 4 項の規定の適用」に、「第 37 条の 12 の 2 第 5 項」を「第 37 条の 12 の 2 第 11 項」に、「附則第 19 条の 5 第 3 項」を「附則第 19 条の 6 第 6 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項中「第 1 項の規定」を「第 4 項の規定」に、「附則第 19 条の 5 第 1 項」を「附則第 19 条の 6 第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項を削り、同条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項」

を「附則第 35 条の 2 の 6 第 16 項」に、「この条」を「この項」に、「第 3 項」を「第 6 項」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 5 前項の規定の適用がある場合における附則第 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに附則第 19 条第 1 項の規定の適用については、附則第 16 条の 3 第 1 項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第 19 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第 19 条第 1 項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第 19 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第 19 条の 5 に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

所得割の納税義務者の平成 22 年度分以後の各年度分の法附則第 35 条の 2 の 6 第 12 項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第 35 条の 2 の 5 第 3 項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収し

て納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第 33 条第 4 項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合における附則第 16 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第 19 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

附則第 19 条の 5 を附則第 19 条の 6 とし、附則第 19 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第 19 条の 5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第 18 条の 4 の 2 第 10 項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第 24 条第 1 項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が第 33 条第 4 項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る

所得についての記載を行うものとする。

附則第 20 条第 4 項中「及び附則第 19 条の 3」を削り、「、附則第 19 条第 1 項」を「、同項」に改め、「と、附則第 19 条の 3 中「計算した金額（とあるのは「計算した金額（附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」を削る。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号中「、第 34 条の 7」を「から第 34 条の 8 まで」に、「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4」に、「これらの規定」を「第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第 20 条の 4 第 2 項第 2 号中「、第 34 条の 7」を「から第 34 条の 8 まで」に、「第 34 条の 8 第 1 項」を「第 34 条の 9 第 1 項」に、「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」を「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 4」に、「これらの規定」を「第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の

合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とするに改め、同条第3項中「(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)」及び「(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8)」を削り、同条第5項第2号中「、第34条の7」を「から第34条の8まで」に、「第34条の8第1項」を「第34条の9第1項」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4」に、「これらの規定」を「第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「の所得割の額」の次に「と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を加え、同条第6項中「第34条の8」を「第34条の9」に、「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

附則第20条の5第2項中「医療費控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改める。

附則に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条

第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

- 2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第20条の4の改正規定（第3項の改正規定に限る。）並びに次条第20項及び第21項の規定 平成21年1月1日
- (2) 第19条、第33条、第34条の2及び第34条の8の改正規定、同条を第34条の9とする改正規定、第34条の7の改正規定、同条を第34条の8とする改正規定、第34条の6の次に1条を加える改正規定、第36条の2第1項及び第4項、第38条、第41条並びに第44条から第47条までの改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第4条の次に1条を加える改正規定、附則第5条第3項、第6条第3項、第7条第2項及び第7条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定、附則第16条の4第3項、第17条第3項、第18条第5項及び第19条第2項第2号の改正規定、附則第19条の2第2項の改

正規定、附則第 20 条の 2 の改正規定、附則第 20 条の 4 の改正規定（第 3 項の改正規定を除く。）、附則第 20 条の 5 の改正規定並びに次条第 3 項から第 5 項までの規定 平成 21 年 4 月 1 日

- (3) 附則第 8 条第 1 項の改正規定、同条第 2 項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第 16 条の 3 の改正規定、附則第 19 条の 5 の改正規定並びに同条を附則第 19 条の 6 とする改正規定、附則第 19 条の 4 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 6 項から第 14 項までの規定 平成 22 年 1 月 1 日
- (4) 附則第 19 条第 1 項及び第 19 条の 3 の改正規定並びに次条 15 項から第 19 項までの規定 平成 22 年 4 月 1 日
- (5) 第 51 条及び第 56 条の改正規定並びに附則に 1 条を加える改正規定並びに附則第 4 条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の施行の日（平成 20 年 12 月 1 日）  
（個人の市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 21 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 20 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 22 年 3 月 31 日までの間における新条例附則第 20 条第 4 項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第 19 条の 3 の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第 19 条第 1 項」と、「とする」とあるのは「と、附則第 19 条の 3 中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合には、

その適用後の金額。」とする」とする。

- 3 新条例第 34 条の 7 及び附則第 7 条の 4 の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 20 年 1 月 1 日以後に支出する新条例第 34 条の 7 第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。
- 4 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、租税特別措置法第 40 条第 2 項又は第 3 項の規定による同条第 1 項後段の承認の取消しが平成 20 年 12 月 1 日以後にされる場合について適用する。
- 5 平成 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における新条例附則第 7 条の 4 の規定の適用については、同条中「附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項」とあるのは「附則第 16 条の 4 第 1 項」と、同条第 5 号中「附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 17 条第 1 項」とあるのは「附則第 17 条第 1 項」とする。
- 6 新条例附則第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の伊勢市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第 8 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき新条例附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
  - (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が 100 万円以下である場合

当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合に次に掲げる金額の合計額

ア 1万8,000円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第16条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第16条の3第1項」とあるのは、「附則第16条の3第1項（伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成20年伊勢市条例第 号）附則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

9 新条例附則第19条の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第19条の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第16条の3第1項前段の規定により」とする。

10 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

11 市民税の所得割の納税義務者が新条例第33条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第13項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第19条の5第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定す

る源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第 13 項において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が 1 万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 152 号。以下「平成 20 年改正令」という。）附則第 7 条第 10 項で定めるもの（以下この項及び第 13 項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第 13 項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

12 新条例附則第 19 条の 6 の規定は、平成 22 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 21 年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第 19 条の 5 第 1 項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

13 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第 19 条の 6 第 1 項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号）附則第 3 条第 16 項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口

座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第 19 条の 6 第 2 項の規定にかかわらず、新条例第 33 条第 4 項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
- (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

14 平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間における新条例附則第 19 条の 6 第 5 項の規定の適用については、同項中「並びに附則第 19 条第 1 項の規定の適用について」とあるのは「、附則第 19 条第 1 項並びに附則第 19 条の 3 の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第 19 条の 3 中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第 19 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

15 市民税の所得割の納税義務者が平成 21 年 1 月 1 日前に行った旧条例附則第 19 条の 3 に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成 21 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

16 市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 35 条の 2 の 6 第

12 項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第 19 条の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第 32 条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第 19 条第 1 項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成 20 年改正令附則第 7 条第 11 項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第 19 条第 2 項の規定により読み替えて適用される新条例第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が 500 万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の 100 分の 1.8 に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が 500 万円を超える場合  
次に掲げる金額の合計額
  - ア 9 万円
  - イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から 500 万円を控除した金額の 100 分の 3 に相当する金額

17 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち伊勢市市

税条例の一部を改正する条例（平成 20 年伊勢市条例第 号）附則 2 条第 16 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

18 新条例附則第 19 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合における第 16 項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第 19 条の 6 第 4 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

19 新条例附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合における第 16 項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第 20 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

20 新条例附則第 20 条の 4 第 3 項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

21 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に新条例附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」と、「100 分の 3」とあるのは「100 分の 1.8」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第 3 条 施行日から附則第 1 条第 5 号に定める日の前日までの間における新条例第 31 条第 2 項の規定の適用については、同項の表の第 1 号中

「

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下のこの号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が 50 人以下のもの

」

とあるのは、

「

ウ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額（法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第 9 号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が 50 人以下のもの

」

とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 56 条の規定は、平成 21 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 38 条の規定による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人に係る固定資産に対して課する平成 20 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 15 号

### 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「若しくは第 53 項」を「、第 53 項」に改め、「第 59 項まで」の次に「若しくは第 61 項」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の施行の日（平成 20 年 12 月 1 日）から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 20 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 16 号

### 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項第 19 号中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「第 5 項まで」の次に「若しくは第 126 条」を、「第 120 条第 1 項」の次に「若しくは第 126 条」を加え、同表 2 の項中「第 12 条の 2」の次に「において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項、第 3 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条」を、「第 120 条第 1 項」の次に「若しくは第 126 条」を加え、同表 3 の項中「第 10 条第 1 項」の次に「若しくは第 10 条の 2 第 1 項、第 3 項から第 5 項まで又は第 126 条」を加え、同表 4 の項中「第 12 条の 2」の次に「において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項、第 3 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条」を加え、同表 5 の項中「。）の規定に基づく届書」を「。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市中学校給食共同調理場条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 17 号

伊勢市中学校給食共同調理場条例

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき伊勢市中学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢市中学校給食共同調理場

位置 伊勢市下野町 564 番地 15

(事業)

第 3 条 共同調理場は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 2 条に定める目標を達成するために必要な事業を行う。

(職員)

第 4 条 共同調理場に必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

伊勢市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 18 号

### 伊勢市立図書館条例の一部を改正する条例

伊勢市立図書館条例（平成 17 年伊勢市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 9 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 7 号中「第 10 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「伊勢図書館の設置」を「第 1 条の設置」に、「伊勢図書館の管理」を「図書館の管理」に改め、同条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 号中「(同条第 7 号を除く。)」を削り、同条第 2 号中「伊勢図書館の資料」を「図書館の資料」に、「及び伊勢図書館」を「並びに図書館」に改め、「供用施設」の次に「及び生涯学習施設（以下「施設」という。）」を加え、同条第 3 号及び第 4 号中「伊勢図書館」を「図書館」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項中「伊勢図書館」を「図書館」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	時間
図書館	午前 9 時から午後 7 時まで
生涯学習施設	午前 9 時から午後 10 時まで

第 7 条第 2 項を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「伊勢図書館」を「図書館」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 伊勢図書館は毎週水曜日、小俣図書館は毎週火曜日

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 3 水曜日」を「第 2 金曜日」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「できる者」を「できる団体」に改め、同条に次の 1 項を加え、

同条を第8条とする。

2 生涯学習施設を利用することができる団体は、社会教育団体、文化団体及び教育委員会が適当と認める団体とする。

第10条第1項中「供用施設」を「施設」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「教育委員会又は」を削り、「第1項又は第2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第9条とする。

第11条の見出し中「使用又は」を削り、同条各号列記以外の部分中「教育委員会又は」及び「(以下「教育委員会等」という。)」を削り、「生涯学習施設又は供用施設(以下「施設」という。)の使用又は利用(以下「使用等」という。)」を「施設の利用」に改め、同条第1号中「使用等」を「利用」に改め、同条第5号中「教育委員会等が使用等」を「指定管理者が利用」に改め、同条を第10条とする。

第20条を削り、第19条を第21条とする。

第18条第1項中「伊勢図書館及び小俣図書館」を「図書館」に改め、同条第2項中「伊勢図書館の委員は10人以内、小俣図書館の委員は」を「協議会は、委員」に改め、同条を第20条とする。

第17条を第19条とする。

第16条中「使用等」を「利用」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「教育委員会等」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「使用等」を「利用」に、「教育委員会等」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とする。

第14条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用」に改め、同条中「使用等」を「利用」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「教育委員会等」を「指定管理者」に、「使用等」を「利用」に改め、同条を第15条とする。

第12条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条中「教育委員会等」

を「指定管理者」に、「第 10 条第 1 項又は第 2 項」を「第 9 条第 1 項」に、「使用等」を「利用」に改め、同条を第 11 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(利用料金)

第 12 条 施設利用者（生涯学習施設に限る。）は、指定管理者に当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 13 条 指定管理者は、公益上特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 14 条 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、施設利用者の責めに帰さない事由により施設の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中「(第 10 条関係)」を「(第 12 条関係)」に、「使用料」を「利用料金」に、「冷暖房使用料」を「冷暖房利用料金」に、「使用時間」を「利用時間」に、「前後使用」を「前後利用」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用日」を「利用日」に、「使用区分」を「利用区分」に、「使用しない」

を「利用しない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の際現に在任する図書館協議会の委員の任期は、この条例による改正後の伊勢市立図書館条例第 20 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 21 年 12 月 6 日までとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊勢市立図書館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 19 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「心身障害者」を「障害者」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「心身障害者」を「障害者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者（児を含む。以下同じ。）で、その障害の等級が 1 級のもの

第 2 条第 5 項各号列記以外の部分中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同項第 1 号中「4 歳」を「6 歳」に、「の属する月の末日までの者」を「以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改め、同項第 2 号中「4 歳」を「6 歳」に、「の翌月の初日」を「以降の最初の 4 月 1 日」に、「6 歳」を「12 歳」に、「就学前乳幼児」を「就学児童」に改め、同条第 8 項第 1 号中「、入院時食事療養費」を削る。

第 4 条第 1 項ただし書中「就学前乳幼児」を「就学児童及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける者」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「及び入院時の食事療養に係る標準負担額の合算額」を削り、同項第 3 号中「就学前乳幼児」を「就学児童」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 精神障害者における通院以外の医療に関する対象医療費に相当する額

第 8 条ただし書中「就学前乳幼児」を「就学児童及び高齢者の医療の確

保に関する法律による医療の給付を受ける者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた診療に係る医療費の助成については、  
なお従前の例による。

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 20 号

### 伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例

伊勢市離宮の湯条例（平成 18 年伊勢市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表中「350 円」を「380 円」に、「3,300 円」を「3,500 円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市健康づくり推進条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 21 号

### 伊勢市健康づくり推進条例

#### 前文

健康は、疾病や障がいの有無にかかわらず、健やかにいきいきと暮らす最も基本となるものであり、心身の健康を確保し、生活の質を高めることは、私たちみんなの願いです。

そのためには、すべての市民が健康についての関心と知識を持ち、健康づくりに努めるとともに、市、市民、事業者等が協働して個人の健康づくりの取組を支援していくことが必要です。

こうしたことから、個人の健康づくりの取組を社会全体で支援し、生涯を健康で暮らせる「健康文化都市・伊勢」の実現を図るため、この条例を制定します。

#### (目的)

第 1 条 この条例は、本市における健康づくりに関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、市、市民、事業者等が協働して取り組み、もってすべての市民が健康で活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「健康づくり」とは、健やかで充実した生活を送るため、こころや身体の状態をより良くしようとすることをいう。

2 この条例において「事業者」とは、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が、健康づくりの重要性を理解するとともに、自らの健康を管理する能力の向上を図りながら生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- (2) 市、県、事業者等が、相互に連携し、市民の健康づくりへの支援を協働して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、市民の健康づくりの取組を社会全体で支援する体制を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、県、事業者等との連携に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、健康づくりについて理解を深めるとともに、市や県が実施する健康づくりの推進に関する施策の活用並びに地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加する等、自己に適した健康づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その使用する者が健康づくりに取り組むことができる職場環境の整備に努めるとともに、市や県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき健康づくりの推進に関する施策の大綱
- (2) 健康づくりの推進のための指標

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民等から意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更についても準用する。

(調査の実施)

第8条 市長は、健康づくりの推進に関する施策及び評価を実施するため、必要な調査を行うものとする。

(情報の提供)

第9条 市長は、健康づくりの取組を支援するため、市民及び事業者に対し必要な情報を適切に提供するものとする。

(進行及び管理)

第10条 市長は、健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、適切な基本計画の進行及び管理をするとともに、必要に応じ計画の見直し及び改善に努めるものとする。

(人材の育成)

第11条 市長は、健康づくりの円滑な推進を図り、かつ、効果的に実施するため、健康づくりに関する知識を有する者の育成に努めるものとする。

(健康文化週間及び健康の日)

第12条 健康づくりについて市民の関心と理解を深めるため、次の各号に掲げる健康文化週間及び健康の日を設け、その週及び日は、当該各号に掲げる週及び日とする。

(1) 健康文化週間 毎年7月11日を含む1週間

(2) 健康の日 毎月11日

2 市長は、前項各号に掲げる健康文化週間及び健康の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第13条 市長は、基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、健康づくりに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）は、第7条の規定に基づいて作成された基本計画とみなす。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 22 号

### 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年伊勢市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第 5 条第 3 項各号列記以外の部分中「200 円（団員等に扶養親族でない第 1 号に掲げる者がある場合にあってはそのうち 1 人については 217 円、団員等）」を「217 円（団員等）」に、「そのうち 1 人」を「、そのうち 1 人」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、平成 20 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成 20 年 4 月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年 3 月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市条例第 23 号

### 伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「同項中」の次に「前項」とあるのは「附則第 2 項」と、を加え、「、「10 月 1 日以後」を「10 月 1 日以後」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「前項」に、「から第 3 期の間」を「及び第 2 期」に、「第 4 期」を「第 3 期」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

（平成 20 年度における普通徴収に係る保険料の納期の特例）

2 平成 20 年度における普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第 1 期 8 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 2 期 9 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 3 期 10 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 4 期 11 月 1 日から同月 30 日まで
- 第 5 期 12 月 1 日から同月 26 日まで
- 第 6 期 1 月 1 日から同月 31 日まで
- 第 7 期 2 月 1 日から同月 28 日まで
- 第 8 期 3 月 1 日から同月 31 日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 28 号

伊勢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者自立支援法施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 療養介護医療費)  
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

(あて先) 伊勢市厚生福祉事務所長  
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ 氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	居住地	〒 電話番号		
支給申請に係る 障害児氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成	年 月 日
	続柄			
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
被保険者証の記号及び番号(※)		被保険者名及び番号(※)		
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)				有・無

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「被保険者名及び被保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の 状況	障がい福祉 関係サービス	障害程度 区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
	利用中のサービスの種類と内容等					
介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ( )	要介護 1 2 3 4 5	
	利用中のサービスの種類と内容等					

申請する サービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・ その他		<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系		<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	
		/	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型	
<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型				
居住系		<input type="checkbox"/> 共同生活介護(ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援	/	
旧設 法支援		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者更生施設(入所・通所)		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者療護施設(入所・通所)
		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者授産施設(入所・通所)		<input type="checkbox"/> 旧知的障害者更生施設(入所・通所)
		<input type="checkbox"/> 旧知的障害者授産施設(入所・通所)		<input type="checkbox"/> 旧知的障害者通勤寮

サービス利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障がい程度区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者若しくは障がい者支援施設の関係人に提示することに同意します。

(裏面)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの(資産要件: [該当] [非該当]) 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの(資産要件: 該当) [非該当] 4. 市町村民税課税世帯(障がい者:所得割16万円未満、障がい児:所得割28万円未満)で資産要件を満たすもの <u>※18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障がい者の「世帯」の範囲は「障がいのある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。</u>							
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。 1. グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(注)(20歳以上) 2. 市町村民税非課税者 3. 一定の資産を有していないこと ア. 預貯金等の額が500万円以下であること イ. 不動産を所有していない(親族等が現に居住する不動産を除く)							
	<input type="checkbox"/> III 特定障がい者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食事軽減措置) 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳以上の方〉</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳未満の方〉</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1. 施設入所者(注)であること(年令 才)</td> <td style="text-align: center;">1. 施設入所者(注)であること(年令 才)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2. 市町村民税非課税世帯の者</td> <td></td> </tr> </table>		〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉	1. 施設入所者(注)であること(年令 才)	1. 施設入所者(注)であること(年令 才)	2. 市町村民税非課税世帯の者	
	〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉						
1. 施設入所者(注)であること(年令 才)	1. 施設入所者(注)であること(年令 才)							
2. 市町村民税非課税世帯の者								
<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置( <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。								

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障がい者支援施設、特定旧法指定施設)

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

様式第 6 号を次のように改める。

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更申請書兼  
利用者負担額減額・免除等変更申請書

（あて先） 伊勢市厚生福祉事務所長  
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
	氏名				
申請者	居住地	〒			
		電話番号			
申請者	フリガナ		生年月日	昭和・平成	年 月 日
	支給申請に係る障がい児氏名		続柄		
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障がい福祉関係サービス	障がい程度区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
サービス利用の状況	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援( )・要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				

変更の理由

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
	介護給付費	訓練等給付費	
変更を申請するサービス	訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	
		<input type="checkbox"/> 行動援護	
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス	
		<input type="checkbox"/> 短期入所	
		<input type="checkbox"/> 重度障がい者等包括支援	
変更を申請するサービス	日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援（A型）
変更を申請するサービス	居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援	
変更を申請するサービス	旧法施設支援	<input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設（入所・通所）
		<input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設（入所・通所）
		<input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮

(裏面)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合記入すること。

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用（の変更）を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの（資産要件：[該当] [非該当]） 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの（資産要件：[該当] [非該当]） 4. 市町村民税課税世帯（障がい者：所得割16万円未満、障がい児：所得割28万円未満）で資産要件を満たすもの <u>※18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。</u>							
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免（の変更）を申請します。 1. グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(注)（20歳以上） 2. 市町村民税非課税者 3. 一定の資産を有していないこと ア. 預貯金等の額が500万円以下であること イ. 不動産を所有していない（親族等が現に居住する不動産を除く）							
	<input type="checkbox"/> III 特定障がい者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障がい者特別給付費（の変更）を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳以上の方〉</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">〈20歳未満の方〉</td> </tr> <tr> <td>1. 施設入所者(注)であること（年令 才）</td> <td>1. 施設入所者(注)であること（年令 才）</td> </tr> <tr> <td>2. 市町村民税非課税世帯の者</td> <td></td> </tr> </table>		〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉	1. 施設入所者(注)であること（年令 才）	1. 施設入所者(注)であること（年令 才）	2. 市町村民税非課税世帯の者	
	〈20歳以上の方〉	〈20歳未満の方〉						
1. 施設入所者(注)であること（年令 才）	1. 施設入所者(注)であること（年令 才）							
2. 市町村民税非課税世帯の者								
<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）（の変更）を申請等します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。								

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人		<input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）	
氏名		申請者との関係		
住所	〒		電話番号	

様式第 22 号を次のように改める。

様式第 22 号 (第 11 条関係)

世帯状況・収入・資産等申告書

(あて先) 伊勢市厚生福祉事務所長

申告年月日 年 月 日

申告者 (保護者) 住所

(保護者) 氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

	氏 名	生年月日	本人との関係
申請者			
世帯主			
世帯員			

2 申請者の収入の状況について

〔 個別減免・補足給付・負担上限月額軽減を申請しない場合…①、②、③のみ記入  
 〃 申請する場合…全て記入 〕

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円	①
--------	---	---

(2) 収入等の状況

収入 (A) (年収)

区分	種 類	収入額
稼 得 等 収 入	障害年金等 (障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等) (②)	円
	特別児童扶養手当等 (特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当) (③)	円
	工賃等収入	円
	その他の収入 ( )	円
収 入 の 他	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入 ( )	円

必要経費 (B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

(裏面に続く)

3 申請者の資産等について

種 類	有無	内 容	
申請者名義の預貯金等	有・無		
申請者名義の不動産等	有・無		<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
			<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
その他の資産	有・無		

4 世帯構成員の状況について

(1)収入（年収）

氏 名	種 類	収入額
		円
		円
		円

(2)資産等

種 類	有無	氏名	内 容	
世帯構成員名義の預貯金等	有・無			
世帯構成員名義の不動産等	有・無			<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
				<input type="checkbox"/> 一定の親族のための居住用不動産に該当する
その他の資産	有・無			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ	-----		申請者との関係
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

(記入上の注意)

1. 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付して下さい。
2. 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
3. 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

様式第 23 号を次のように改める。

高額障がい福祉サービス費支給申請書

(あて先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額障がい福祉サービス費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法									
申請者氏名 (支給決定障がい者等氏名)	制度					受給者証番号・被保険者証番号														
生年月日	明治 昭和	大正 平成	年 月 日																	
居住地	〒										電話番号									
フリガナ	続柄																			
支給決定に係る障がい児氏名	生年月日					昭和・平成 年 月 日														
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額										申請に係るサービス利用月					年 月分					
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額																				
同一世帯に属する他の	氏名		生年月日			①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法														
						制度					受給者証番号・被保険者証番号									

(注1) 支払額を証する領収書を添付してください。

(注2) 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障がい者の「世帯」の範囲は「障がいのある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

(注3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障がい者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障がい福祉サービス費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替依頼書	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所			種目		口座番号					
	金融機関コード		店舗コード			1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
	フリガナ												
口座名義人													

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	〒		
電話番号			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 29 号

### 伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表 6 の項中「17,000 円未満」を「10,000 円未満」に改め、同表 7 の項中「17,000 円～72,000 円未満」を「10,000 円～40,000 円未満」に改め、同表 8 の項中「72,000 円～113,000 円未満」を「40,000 円～63,000 円未満」に改め、同表 9 の項中「113,000 円～180,000 円未満」を「63,000 円～103,000 円未満」に改め、同表 10 の項中「180,000 円～273,000 円未満」を「103,000 円～206,000 円未満」に改め、同表 11 の項中「273,000 円～459,000 円未満」を「206,000 円～413,000 円未満」に改め、同表 12 の項中「459,000 円以上」を「413,000 円以上」に改め、同表備考第 2 項中「及び認定こども園に入所（園）」を「、認定こども園、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所（園）又は児童デイサービスを利用」に改め、同表備考第 4 項各号列記以外の部分中「、経済社会の変化等に対応して早急に構すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成 11 年法律第 8 号)」を削り、同項第 2 号中「第 3 項」の次に「、第 41 条の 2、第 41 条の 19 の 2 第 1 項並びに第 41 条の 19 の 3 第 1 項」を加える。

### 附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

平成20年 7 月 1 日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

## 伊勢市病院事業管理規程第3号

### 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを「(科長、医長、副医長及び医員)」に改め、同条第1項中「及びセンターに、医長」を「に、科長、医長、副医長」に改め、同条第2項中「医療部及びセンターに、副医長」を「センターに、医長、副医長及び医員」に改め、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 科長は、副院長、医療部長、医療技術部長又は医長をもって充てる。
- 4 科長は、上司の命を受けて担当する診療業務を掌理する。

### 附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

伊勢市告示第 61 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	一色 7 号線	一色町字橋詰 614 番地先から 一色町字橋詰 645 番 2 地先まで	旧	2.0	109.0
			新	5.0	109.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第6号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成20年7月15日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成20年7月22日（火）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第25号 伊勢市中学校給食共同調理場条例施行規則の制定について

議案第26号 平成21年度使用小学校用教科用図書の採択について

\*ただし、「議案第26号 平成21年度使用小学校用教科用図書の採択について」の会議は、県の公表前の内容であるため、非公開とします

伊勢市選管告示第30号

漁業法第94条において準用する公職選挙法第17条第2項の規定により、三重海区漁業調整委員会委員選挙における当市の区域を分けて、次のとおり投票区を設けます。

平成17年伊勢市選管告示第30号は廃止します。

平成20年7月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

投票区名	区	域
第1投票区	伊勢市役所神社、大湊支所管内	
第2投票区	伊勢市役所浜郷支所管内	
第3投票区	伊勢市役所豊浜支所管内	
第4投票区	伊勢市有滝町	
第5投票区	伊勢市村松町(第6投票区に属する区域を除く。)、東大淀町の一部	
第6投票区	伊勢市東大淀町(第5投票区に属する区域を除く。)、柏町、野村町、村松町の一部	
第7投票区	伊勢市二見町松下、二見町江	
第8投票区	伊勢市二見町西、二見町今一色、二見町荘	

伊勢市選管告示第 31 号

三重海区漁業調整委員会委員選挙に用いる船員不在者投票用紙、  
船員不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり  
定めます。

平成 20 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁



伊勢市選管告示第 32 号

漁業法施行令第 9 条により準用する公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送するときは、当該選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 20 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 33 号

平成 20 年 7 月 31 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 7 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

交 付 場 所	伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東庁舎 4 階 伊勢市選挙管理委員会室
---------	--

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 7 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
105	株式会社 那珂技建工業	津市久居元町 2361 番地 2	平成 20 年 7 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 21 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工  
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 20 年 7 月 10 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
260	株式会社 アクアテック	津市雲出本郷町 1352 番地 1	平成 20 年 6 月 10 日

伊勢市公告第 61 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 7 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	2,027 m <sup>2</sup>	1 年
1 人	1 人	2,895 m <sup>2</sup>	3 年
1 人	1 人	954 m <sup>2</sup>	6 年

伊勢市公告第 62 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 7 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町	ビーグル	黒茶	雌	小	91 日以上	赤っぽい 首輪

2 抑留した日 平成 20 年 7 月 7 日

3 抑留期限 平成 20 年 7 月 10 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 63 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 20 年 7 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

### 1 都市計画の種類

伊勢都市計画用途地域

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市立伊勢図書館

### 4 縦覧期間

自 平成 20 年 7 月 14 日（月）

至 平成 20 年 7 月 28 日（月）

### 5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 64 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 7 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市西豊浜町	柴雑	茶	雄	中	91 日以上	首輪あり
2	伊勢市西豊浜町	柴雑	茶	雌	中	91 日以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 20 年 7 月 12 日

3 抑留期限 平成 20 年 7 月 16 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

## その他の事項

6月市議会定例会で審議された案件は、次のとおりである。

### 議決事件目録

番号	件名	議決の状況
議案 45	専決事項の承認を求めることについて	6月25日 承認
議案 46	専決事項の承認を求めることについて	6月25日 承認
議案 47	平成20年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）	7月9日 原案可決
議案 48	伊勢市監査委員条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 49	伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 50	伊勢市市税条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 51	伊勢市都市計画税条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 52	伊勢市手数料徴収条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 53	伊勢市中学校給食共同調理場条例の制定について	7月9日 原案可決
議案 54	伊勢市立図書館条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 55	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 56	伊勢市離宮の湯条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 57	伊勢市健康づくり推進条例の制定について	7月9日 原案可決
議案 58	伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 59	訴訟上の和解について	7月9日 原案可決
議案 60	人権擁護委員の推薦につき意見を聞くことについて	7月9日 同意
議案 61	伊勢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	7月9日 原案可決
議案 62	伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	7月9日 同意

請願 1	後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する請願	7月9日 採 択
請願 3	賃金不払残業と過重労働解消に向けた請願	7月9日 採 択
請願 6	最低保障年金制度の実現を求める請願	7月9日 採 択
陳情 2	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情	7月9日 市議会報告
陳情 3	過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情	7月9日 市議会報告
陳情 4	後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する請願	7月9日 市議会報告
陳情 5	政府の保育制度改革の動きに対する要望	7月9日 市議会報告
発議 5	後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する意見書の提出について	7月9日 原案可決
発議 6	賃金不払残業と過重労働解消に関する意見書の提出について	7月9日 原案可決
報告 3	専決処分事項の報告について	7月9日 承 認
報告 4	専決処分事項の報告について	7月9日 承 認
報告 5	専決処分事項の報告について	7月9日 承 認
報告 6	継続費繰越しの報告について	7月9日 承 認
報告 7	繰越明許費繰越しの報告について	7月9日 承 認
報告 8	伊勢市水道事業会計予算の繰越しについて	7月9日 承 認
報告 9	伊勢市下水道事業会計予算の繰越しについて	7月9日 承 認
報告 10	伊勢市土地開発公社の決算について	7月9日 承 認
報告 11	伊勢市土地開発公社の平成20年度の事業計画の変更について	7月9日 承 認